

敦賀市地域防災会防災訓練等奨励助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域防災会に対し、自主防災訓練及び防災研修会（以下「訓練等」という。）を実施するために要する費用の一部を助成し、地域防災会の育成強化を図るため、敦賀市地域防災会防災訓練等奨励助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「地域防災会」とは、区長が所管する町内会又は自治会（以下「町内会等」という。）を単位として、地域住民が自主的に地域の防災活動等を行う組織をいう。

(助成の対象)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、地域防災会とする。

2 隣接する2以上の地域防災会が合同で訓練を実施する場合は、各地域防災会とする。

(助成対象経費及び助成限度額等)

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 訓練等のための会議に要する経費
- (2) 訓練等で使用する消耗品等の購入に要する経費
- (3) 講師の報酬費・謝礼
- (4) その他敦賀市地域防災連絡協議会会長（以下「会長」という。）が必要と認めるもの

2 助成金の額は、別表に掲げる限度額の範囲とする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする地域防災会は、助成金交付申請書（様式第1号）に、事業実施計画書を添えて、会長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 会長は、前条の申請があったときは、これを審査し、交付の可否及び交付額を決定し、助成金交付決定通知書（様式第2号）により地域防災会に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の交付決定を受けた地域防災会は、当該助成事業が完了したときは、助成事業実績報告書（様式第3号）に、必要な書類を添えて、速やかに会長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第8条 会長は、前条の実績報告書を審査し、適当と認めたときは助成金を交付する。

(助成金の請求)

第9条 地域防災会は、前条の規定による助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（様式第4号）を速やかに会長に提出しなければならない。

(この要綱に定めがない事項)

第10条 助成事業に関し、この要綱に定めがない事項については、敦賀市補助金等交付規則の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年5月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、敦賀市自主防災会運営費補助金を受けている場合は、その補助金を優先する。

附 則

この要綱は、平成25年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月9日から施行する。

別表（第 4 条関係）

助成限度額

訓練等参加者数	助成金の限度額
1 0 0 名以上	3 0 , 0 0 0 円
4 0 名以上 1 0 0 名未満	2 5 , 0 0 0 円
4 0 名未満	2 0 , 0 0 0 円

敦賀市地域防災会防災訓練等奨励助成金交付要綱の
取り扱いについて

1 要綱第4条第1項第2号に規定する「訓練等で使用する消耗品等」とは、次のとおりとする。

- ・ 初期消火訓練に係る消火器の入替え薬剤等
- ・ 炊き出し訓練に係る材料等
- ・ 避難救出訓練に係る三角巾、救急薬品等
- ・ 訓練や研修会に係る記録写真代等
- ・ その他必要とされる消耗品

2 防災資機材等の貸し出しについて

市は、備蓄している防災資機材等のうち、地域防災会に貸し出しできるものは、借用書の提出があった場合、地域防災会に防災資機材等を貸し出しするものとする。

3 非常食等の譲渡について

市は、備蓄している非常食等の賞味期限もしくは消費期限が近いものは、訓練等に使用する場合に限り、地域防災会に譲渡するものとする。